

株式会社 あおぞら銀行定款

2023年3月2日現在

# 株式会社 あおぞら銀行定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

**第 1 条** 当銀行は、株式会社あおぞら銀行と称し、英文ではAozora Bank, Ltd. とする。

(目 的)

**第 2 条** 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

- 1 預金又は定期積金等の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引
- 2 債務の保証又は手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
- 3 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買、その他金融商品取引法により銀行が営むことのできる業務
- 4 信託業務
- 5 前各号の業務のほか、銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務
- 6 その他前各号の業務に付帯又は関連する事項

(本店の所在地)

**第 3 条** 当銀行は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

**第 4 条** 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告の方法)

**第 5 条** 当銀行の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

**第 6 条** 当銀行の発行可能株式総数は、2億8,982万8,200株とする。ただし、株式につき消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

(単元株式数)

**第 7 条** 当銀行の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

**第 8 条** 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

**第9条** 当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

**第10条** 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当銀行の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

**第11条** 当銀行の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等及びそれらに関する手数料については、法令又はこの定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

**第12条** 定時株主総会は、毎年4月1日から3ヵ月以内に招集する。

2 臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

**第13条** 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

**第14条** 株主総会の議長は、取締役会長又は取締役社長のうち、取締役会において最高経営責任者に任ぜられた者がこれに当たる。

2 前項で定める者に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

**第15条** 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

**第16条** 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第17条** 株主は、株主総会において、当銀行の当該株主総会において議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数並びに選任)

**第18条** 当銀行には、取締役12名以内を置く。

2 取締役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

**第19条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

**第20条** 取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、各自当銀行を代表する。

(会長、社長等)

**第21条** 取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから、取締役社長1名を定める。

2 取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから、取締役会長1名並びに取締役副会長、取締役副社長を定めることができる。

(取締役会の組織及び権限)

**第22条** 取締役は、取締役会を組織する。

2 取締役会は、当銀行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集通知)

**第23条** 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。又、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

**第24条** 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議長)

**第 25 条** 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会の定めるところにより、取締役会長又は取締役社長がこれに当たる。

2 前項で定める者に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議方法)

**第 26 条** 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役の責任免除等)

**第 27 条** 当銀行は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当銀行は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数並びに選任)

**第 28 条** 当銀行には、監査役 5 名以内を置く。

2 監査役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

**第 29 条** 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役の選定)

**第 30 条** 監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選定する。

(監査役会の組織及び権限)

**第 31 条** 監査役は、監査役会を組織する。

2 監査役会は、法令又はこの定款に定める事項の外、当銀行における監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(監査役会の招集通知)

**第 32 条** 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。又、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

**第 33 条** 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の責任免除等)

**第 34 条** 当銀行は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

**第 35 条** 当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

**第 36 条** 当銀行は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

**第 37 条** 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日、毎年 6 月 30 日、毎年 9 月 30 日及び毎年 12 月 31 日を基準日として行うことができる。

2 当銀行は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

**第 38 条** 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から 5 年を経過してなお受領されないときは、当銀行は、その支払の義務を免れる。